

No.12 2002年8月発行

淀川水系 流域委員会 猪名川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

第12回猪名川部会の内容.....P.1

これまで開催された委員会および部会等について.....P.10

当日資料の閲覧・入手方法.....P.11

平成14年7月11日(木) 第12回猪名川部会が開かれました。



【大阪会館にて】

第12回猪名川部会 委員リスト

2002.7.11現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	池淵 周一 (部会長代理)	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	委員会
2	田中 哲夫	漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	-
3	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	-
4	服部 保	植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-
5	東山 充	地域の特性に詳しい委員	特になし	-
6	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-
7	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 (住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	-
8	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	-
9	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	-
10	森下 郁子	動物	淡水生物研究所 所長	-
11	矢野 洋	水質	神戸市水道局水質試験所 所長	-
12	米山 俊直 (部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	委員会

部会長からの依頼により出席されている猪名川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会・淀川部会
-	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	委員会

注1：対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第12回猪名川部会の内容

10名の委員が出席して、審議が行われました。猪名川部会の中間とりまとめ内容に関して、特に河川利用および環境を中心に委員と河川管理者の意見交換が行われました。
また、現地フィールドワークの開催など、今後の活動内容についても議論が行われました。

第12回猪名川部会(2002.7.11開催)結果報告	2002.7.17 庶務発信
<p>開催日時：2002年7月11日(木) 17:30~20:30 場 所：大阪会館 Aホール 出席者数：委員10名(うち2名は部会長の要請により参加)、河川管理者11名、一般62名</p>	
<p>1 決定事項</p> <p><今後の部会活動について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地フィールドワーク(猪名川周辺を歩きながら流域住民に意見を伺う)を、8/2(金)に行う。部会としてではなく、委員有志が参加して開催する。今回は委員のみで行うこととする。 ・8/2の現地フィールドワークに加え、8月下旬頃に、部会として現地対話集会を行う。 ・猪名川部会に追加する委員の人選については、これまで委員から寄せられた候補者をもとに部会長および部会長代理に一任する。当面は、部会ではなくワーキンググループへ参加いただく形とする。 <p><河川管理者による資料提供について></p> <p>次回部会にて、河川管理者には、以下の資料(データ)を提出頂く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の高さは現状を維持しつつ、破堤回避のため堤防の強化のみを行った場合における越水の状況を示したシミュレーション結果(既往4洪水の猪名川流域での洪水規模を想定) ・猪名川流域の水防団の現状を示した資料(組織構成、人員、出動回数等) <p>2 審議の概要</p> <p>委員会および他部会の状況報告</p> <p>資料1「委員会および他部会の状況」を用いて、委員会、琵琶湖部会、淀川部会の中間とりまとめ以降の状況(ワーキンググループの設立や今後の予定等)についての説明が行われた。</p> <p>中間とりまとめに関する河川管理者との意見交換</p> <p>第3回猪名川部会検討会(6/28開催)について報告が行われた後、資料2-2「河川管理者からの質問020529に対する猪名川部会論点別WGの回答案」をもとに、河川管理者と意見交換が行われた。また、河川管理者には次回部会において、1.決定事項に記載の通りの資料を提供頂くことになった。</p> <p>一般傍聴者からの意見聴取</p> <p>一般傍聴者からの発言はなかった。</p> <p>今後の活動について</p> <p>今後の部会活動について議論が行われた。決定事項は1.決定事項に記載の通り。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者の意見交換より

第12回猪名川部会では、資料2-2「河川管理者からの質問020529に対する猪名川部会論点別WGの回答案」(河川管理者からの質問に対して部会検討会で検討した内容)をもとに、委員と河川管理者による意見交換が行われました。当日議論された主な内容を掲載いたします。

猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要

1. 「治水」をめぐる意見交換

軽度の被害の意味は？

原文と質問

自然を制御できない以上、(36)軽度の被害は社会全体で対応する方向で、ハードとしての河川での対応、ソフトとしての地域社会での対応、危機管理や住民の意識の変革などを同時に再構築していく必要がある。

質問 「軽度の被害は社会全体で対応する」とは、どのようなことを考えておられるのか教えてください。

河川管理者 先日、岐阜では台風6号により越水がおり、床上浸水という大きな被害が発生しました。以前、「重度の被害(壊滅的被害)とは破堤した場合のことで、越水は軽度の被害である」との趣旨の説明をうけましたが、重度の被害か軽度の被害かは、ケースバイケースで変わってくるものではないでしょうか。

部会長代理 越水であっても被害の大きさによっては重度の被害となることもあり得るのかどうかですが、この点はいろいろなパターンを出して、比較することが必要です。床上が重度で床下が軽度になるのか、被害を受けたエリアの広さや流速により人の生死が伴うような被害なら重度の被害と言ってよいでしょう。以前、この点に関して、河川管理者にデータをご提供いただきたいと申し上げたとと思います。

河川管理者 はい。堤防の高さは現状のまま、破堤しないよう堤防強化のみを行った場合の、既往4洪水の降雨パターンによる越水のシミュレーションデータを出し、次回説明させていただきます。

部会長代理 既往4洪水の1.0倍だけではなく、できれば、「破堤」の時に見せていただいたように、1.2倍、1.5倍でのシミュレーション結果も出していただければありがたいです。また、昭和28年の

洪水が基準となっているなら、例えば「破堤」のケース以外に、「破堤しない場合」など少し条件を変えていただければ助かります。追加になって申し訳ございませんが。

河川管理者 既往4洪水の1.0倍のシミュレーションについては今取り組んでいます。また、代表的な昭和28年の洪水については準備しております。この説明はできると思います。

委員 確認のため申し上げますが、今我々は、水害の発生防止から被害の軽減へと考え方をえようとしています。被害の軽減というのは、大降雨に対して壊滅的な被害を避けようということで、軽微な被害が頻発してもよいということではありません。



河川レンジャーと水防団の関係は？

原文と質問

(50)新しい防災組織の育成(自治体レベルでの対応、街づくりNPOなどによる新しい担い手の育成)

質問 既存の水防団との住み分けをどのように考えれば良いのでしょうか。

河川管理者 第5回猪名川部会の時に猪名川の水防組織についてお話ししましたが、中間とりまとめに示された新しい防災組織(河川レンジャー)と既存の水防団の兼ね合いについては、どう理解すれば良いのでしょうか。

部会長代理 河川レンジャーについては、委員会での議論もまだ途中ですし、猪名川部会としても今後もさらなる議論が必要だと思います。また、既存の水防団の具体的な活動内容(出勤回数など)もっと現状を知ったうえで議論したいのですが。

河川管理者 はい。現在、猪名川の水防団は、河川管理者、市町村、県、民間の協力を得て日々訓練を重ねています。今の水防団が、どんな活動をどのくらい行っているのか、後日お示しします。

部会長 質問ですが、水防団と消防団は同じなので

すか。同じ組織を水防団と称しているのでしょうか。

河川管理者 本来は別の組織なのですが、猪名川流域の場合は一緒になっています。

委員 私の住んでいる尼崎地区では、防犯活動の実態が弱いです。消防団に防犯活動の強化をお願いしたのですが、市から水防団、消防団としての機能を持たされている組織なので、あまり活動内容を変えることができないという実態がありました。

部会長 消防団とは、いわゆる消防署とは別で、地域で編成したボランティアですね。それを防犯活動に使うことができなかったということですね。これは地域社会の問題ですが、水防団、消防団としてのあり方が今のままでよいのかも含めて、一度再検討し、流域委員会の提言に組み込むことを考える必要があるかも知れません。

2. 「利水」をめぐる意見交換

取水の限界点をどう認識するのか？

原文と質問

住民の飲み水、生業、暮らしを支える利水について、(7)水は有限であることを認識し、^{なりわい} 湯水時のリスクマネジメントを検討するとともに、社会全体で湯水を経験することも想定する必要がある。

質問 水資源を有限とした場合は、限界点をどのように考えたらよいのでしょうか？また、現時点の状況は限界点からしてどの位の状況なのでしょうか。

河川管理者：限界点を定量的に言うことはできないと思います。流域の保水力の問題や雨の降り方、ダムで貯留する水の量などもあるため、それによって使える水の量も変わってくるはずだと思います。また、ワーキンググループのご回答には、「その時、その時の降水量を、治水、利水、環境へのバランスのとれた配分を考えることが必要」とありますが、

「バランスよい配分を」といわれても何を優先すればよいのかという問題があります。

委員 湯水時は、既得の水利権者の取り分を、需要の実態に合わせていくらか上水道に転用するといったように弾力的に運用しないといけないのではないのでしょうか。

河川管理者 以前にも説明しましたように、渇水時には、渇水調整会議というのが行われ、そのときの状況に応じて適正な配分が考えられています。

河川管理者 少し補足しますと、他の部会等では、水資源の限界については供給サイド、需要サイドの双方から考えていくとも聞いておりましたので、河川管理者から水道事業者に対して何らかの限界点を示す必要があるかどうかを確認したくてご質問しました。

委員 利水については、水を使いたいだけ使うために水資源の開発を繰り返すという方針を改め、水需要を正しく管理し、節水のための仕組みや転用の仕組みを作るなど、総合的な方策としてこれ以上開発なく持続的に発展できる方法を考えるということが大事です。

他の流域の水に依存することは、いけないことか？

原文と質問

(17)下流では淀川の水を用いており、猪名川の水に依存しない流域住民が存在。

質問 猪名川の流況からは、下流域まで水を供給する能力が無いのが実情です。したがって、水源として安定している淀川に水源を依存して安定的な水供給を実施していること自体も課題や問題点と認識する必要があるのでしょうか。

河川管理者 先日のワーキンググループで議論の回答の検討結果として、「また基本的には、流域の水供給能力に見合った範囲での都市開発、居住人口をめざすべきである」と書かれてありますが、その部分の意味をどう捉えればよいのか分かりません。

委員 現実問題として、水が足りないなら別の流域からもらってくることも必要ですが、それではやはり住民で責任が取れないというか、水に対する問題意識に欠けることにつながると思います。その地域

の水を使うというのが、やはり理想の形なのではないでしょうか。

河川管理者 意識の問題としての捉え方でよいということですね。

委員 はい。現状は仕方がないと思います。

河川管理者 確かに住民の意識が薄くなる事実がありますが、「有限な水として大切に使う」という観点からすると、流域間で水を上手くやり取りすることもあると考えられると思います。

ライフスタイルを変更させるための施策とは？

原文と質問

中期目標は、ゴールを実現するために人々が川と関わる(41)ライフスタイルや価値観を変えていくことにおく。

質問 ライフスタイルや価値観を変えていくとは、どのように行えばよいのか教えてください。

水は有限であることを認識し、(58)不必要な水の消費を押さえるような方策を考える。

質問 不必要な水の消費を抑えるような方策とは節水のことでしょうか。

水需要に対する(40)ライフスタイルの変更。

質問 ライフスタイルの変更とはどのように行えばよいのか教えてください。

(60)水の消費量を押さえる生活様式への誘導(節水目標の設定、節水を考慮した水需要予測とそれをもとにした対応等)

質問 ・節水の限界点をどのような観点でとらえていけば良いでしょうか。
・短期、中期、長期における生活様式の誘導とはどのようなもので、それを科学的合理性をもって説明できるように評価して、水需要に反映させる方法について教えてください。
・水需要予測方式の妥当性、整合性の検証を行うには、節水技術の実用性、生活様式の転換状況等を見極める必要があり、数十年単位の時間レベルでの検証が必要と考えます。今回策定する整備計画との時間的整合性はどのように考えれば良いでしょうか。

河川管理者 水需要に関するライフスタイルの変更に関して、ワーキンググループでの検討結果としては、「国が仕組み(例 スウェーデン、料金政策)を整えれば、個人のライフスタイル(節水行動)もおのずから変わっていくと思われる」と書いてありますが、スウェーデンは、水を大切にするための料金政策を行ってはいないと思います。

委員 誤解を招いたようですが、スウェーデンと料金政策は全く別個のものです。ここで言いたかったのは、仕組みづくりの問題です。確かに個人の意識の問題もありますが、やはり国として、節水のための仕組み(制度)を考えていく必要があると思います。必要以上に水が出ないようなトイレのタンクを使ったり、一定量を越えると水道料金が急に高くなる制度を設けるなど、ハード面、ソフト面を含めたトータルな仕組みづくりがライフスタイルを変えるために必要だと思われます。ハードの部分、ソフトの部分、人の意識という3つの対策を考えていく必

要があるのではないかと思います。

河川管理者 (60)についてですが、「多面的な検討が必要」とのご回答を頂いておりますので、部会全体にてご議論いただきたく思います。

委員 農業用水や工業用水などの問題もありますが、上水道の個人の消費ということで言いますと、福岡市のような人口100万人を超える大都市でも、一人一日当たりの平均水使用量は180リットルで、大阪の6割くらいに抑えられています。これはひとつの目安になると思います。

委員 予測方式の妥当性の問題については、過去のデータをまず検証するべきだと思います。今後の予測方法のあり方についても考えていく必要があります。人口などいろいろな社会的なファクターを入れて予測しますが、その際、ファクターの入れ方が間違っていたのか、ファクターそのものの予測が間違っていたのか、などが考えられます。今使っている方法を30年前のデータに当てはめてやってみたらどうでしょうか。検証は必ずできるはずですよ。

部会長代理 委員会の水需要管理ワーキンググループでは、どのような話の展開になっているのでしょうか。

委員 水需要管理のワーキンググループについてお話しします。

1回目は、水需要管理という言葉自体、まだ一般的ではありませんので、まずはそれは何なのか、詳



しく説明を聞きました。2回目には、フルプラン(水資源開発基本計画)の考え方についてご説明いただきました。

水需要について、一番問題となっているのは、水需要全体の3分の2を占める農業用水の実態がよく分かっていないことです。その実態を測る手法がありません。そこで、3回目では、農林水産省の方に来ていただき、実態を説明していただきたいと願

いしております。また庶務を通して流域の各府県の担当者の方にもご説明いただくようお願いしております。

しかし、そこまでしても実態はつかめないと思います。農業用水の利用は農業従事者にとっては当然の権利でもあり、これまでの歴史を踏まえると、今、どうこうするのは難しいですが、少なくとも話し合う余地はあると思います。

3. 「河川利用および環境」をめぐる意見交換

「川本来の機能」とは？

原文と質問

高水敷での過剰なグラウンド等の整備や水上バイク等による無秩序な水面利用により、(18)川本来の機能にダメージを与えている。

質問 「川本来の機能」というものに対して共通の認識が必要ではないでしょうか？
「川本来の機能」について例えばどのような機能があるか教えて下さい。

河川管理者 この質問に対して、ワーキンググループでは、「まともな水が流れていること、瀬・淵・中洲という微地形が自然に形成されていること。その生息場所に生物が住むことができ、その環境を損なうことなく人の営みが行われてきたこと。そのトータルの風景から人が安らぎを得ることができる機能」とのご回答がありましたが、もう少し詳しくご説明ください。

委員 水量、水質、川が流れている構造の問題です。川の生物にとっては、水の量が一番大切です。特に

湧水時に、どれだけ環境用水として水を流せるかが問題になります。「まともな水」とは、変動しながら川の生物が生きていくために必要な水量が流れているということと理解してください。次に大切なのは水質です。魚を釣って食べることができるくらいの水質がほしいところです。そして、川の流れが変動することです。たとえば洪水の掘削作用によって、瀬ができ、淵ができ、寄り洲ができ、一時的な水域ができ、といったような多様な生物の生息場所が確保できていることが大切です。

河川管理者 猪名川は淀川と違って水量が少ないので、川幅が狭く水深も浅いため、魚が上り下りするためには、相当の環境用水が必要になると思われますが、その辺、現状をどのようにお考えですか。

委員 水量については、堰による段差があるため相当な水量がないと魚が遡上できないと思います。増水時と湧水時の格差も大きすぎます。また、湧水時の水質の悪化も気になります。通常なら岩についているコケ類は緑色なのに、猪名川のコケは茶色であ



るなど、底質もかなり悪いです。

また、在来魚も減っています。ムギツクは、岩場など障害物が多いところに住んでおり、川の形状が単調になることで減ってしまいます。スジシマドジョウは、底のきれいな砂質がなくなると減少していきます。また全国的に二枚貝に産卵するタナゴ類が減っています。二枚貝が生息できる底質がなくなっていることが原因です。

猪名川も、魚そのものは生息していても、非常に限られた魚種しか生き残れないという環境になっています。

委員 (18)について、補足します。ある委員は、生態系に対するダメージを、「水生生物の移動を阻害したこと。瀬・淵また一時的水域の岸辺の構造を単純化して、多様な生物の生育・生息場所を均一にしまったこと」という表現を使っておられますが、ダム問題、特にダムの底に沈む部分について考えますと、生態系や森林は全滅させてしまうことになります。猪名川総合開発工事事務所では、ピオトープを作って自然保護に取り組んでおられますが、それが本当に希少生物の保全につながっているのかどうかは疑問に感じます。ピオトープというのは、作るだけではなく観察する人と、ハード、ソフトが一緒になったものを作らないと意味がありません。

委員 河川の中でもっとも重要なのは水質です。何

今後、猪名川をどう管理すればよいのか？

原文と質問

猪名川の自然は既に人間が改変してきた自然であり、そのことを前提として(53)一定の管理を行っていく。場所によっては、自然の営力の回復を手助けするような再創造に向けての措置を講じることも考える。

質問 一定の管理とはある程度手を加えることでしょうか。また、管理の具体的な方法について教えてください。

河川管理者 「一定管理」とありますが、ワーキンググループの検討結果として、「堤内での水質浄化、下河原(軍行橋下手左岸)のようなわんどの創造、

故、川がこれほど嫌われだしたのか。水質が悪化したからです。泳ぐことも、近づくことも、魚を食べることもできないのです。これまでの、水質基準を決めてそれをクリアさせるという方法ではなくトータルとしての汚濁負荷量を規制できるような方式を、住民と河川管理者が手を合わせて探っていくことが必要であると思われます。

猪名川部会の特徴として印象的なのは、猪名川が里川であるということですね。部会では、この特徴を踏まえた議論を展開していただきたいと思います。

委員 ちょっとお尋ねしますが、「川本来の機能」ということがはっきりしなければ何ができないということがあるのでしょうか。何故そういうことを細かく定義づけていかないといけないのでしょうか。

河川管理者 確認したかったのは、一言で「川本来の機能」といってもいろいろの意味があると思うからです。例えば、高水敷のグラウンド利用やレジャーボート等で水面を利用することも、ある意味では「川本来の機能」といえますし、ずっと昔、広大な扇状地を好きに動いていた川こそが「川本来」とも言えます。

委員 高水敷の利用については、できるだけ川でないとできないような利用をしようということです。運動公園などは堤内地に持っていくべきです。また、環境については、攪乱と連続と多様という3つをなんとかして満足させるということです。

原産のアリゲーターガーという大型の古代魚が捕獲されました。日本では観賞用のペットとして20年前から売られているものです。猪名川にもこういう外来種が生息しているということです。

(56)である委員がおっしゃられているような、(下記参照)外来種の調査は行っております。高水敷や堤防の除草も行っております。また、猪名川では低水路部にも外来種が繁茂しているため今後は低水路部の除草も考える必要があります。しかし、そうすると川の全ての植物を剥ぎ取ってしまうことにもなり、そんなことをしてよいのかという疑問もあります。

委員 ここに書いたのは、帰化植物が大変多いと

いうことです。そこに細々と生きているような外来種まで、刈り取るなんて無理な話です。生態系に悪影響をあたえる、セイタカアワダチソウやオオバクサ、アレチウリなどへの対応ということでよいでしょう。

委員 低水路も除草が必要か、との質問がありましたが、低水路のように人が足を踏み入れない場所には、貴重な原植物が生き残っています。一斉に除草をしても、刈り取ってほしくないものまで刈り取られてしまうことになります。その辺り工夫がほしいところです。また、外来種を刈ったあとは在来種を植えるなど除草時、除草後の対策もやはり考えてほしいと思います。

■ 参照文 (資料 2-2 より)

原文と質問

(56)外来種動植物の検討を行い有効な手段を実施する。

質問 外来種についてどのような検討をすれば良いのか教えてください。

(回答の検討結果)

猪名川は帰化率の高さで全国一である。帰化植物が優占しているために、花粉症が発生し、また環境教育の場として有効に使えず、さらに生物多様性の維持ができない。ありがたない全国一を回避するためにも外来種対策が必要である。その第一番目は外来種(植物)に対する調査である。帰化率が高くなるのは外来種が多いことよりも在来種が少ないことがより大きな要因であるので在来種の実態の調査が必要である。また種数だけでなく、外来種がどの程度

優占しているのかといった量的な分布状況の把握が必要である。調査結果をもとに外来種対策を検討する。現時点でも考えられることはアレチウリ、オオバクサ、セイタカアワダチソウなど他種を圧倒する外来種の刈り取りである。猪名川ではまだアレチウリ、オオバクサがそれほど優占化していないので現時点で対策をとれば抑制は可能と考えられる。次に刈り取った跡地に在来種を植栽する。県管理の猪名川に自生する種を増殖させて国管理の猪名川に導入する方法など各種の対策が考えられる。



説明資料一覧

配布資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		i12-A
資料1	委員会および他部会の状況(中間とりまとめ以降)	i12-B
資料2 - 1	第3回猪名川部会検討会(2002.6.28開催)結果報告	i12-C
資料2 - 2	河川管理者からの質問020529に対する猪名川部会論点別WGの回答案	i12-D
資料2 - 2補足	河川管理者からの質問に対する委員からの意見および回答案	i12-E
資料2 - 3	猪名川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020529	i12-F
資料2 - 4	猪名川部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者との意見交換の概要	i12-G
資料3 - 1	今後の猪名川部会の活動等について	i12-H
資料3 - 2	7月~12月の会議日程について	i12-I
参考資料1 - 1	第11回猪名川部会(2002.6.11開催)結果報告	i12-J
参考資料1 - 2	淀川水系流域シンポジウム(2002.6.23開催)結果報告	i12-K
参考資料2 - 1	委員および一般からの意見	i12-L
参考資料2 - 2	一般からの中間とりまとめへのご意見	i12-M

注1: 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

注2: 「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

これまで開催された委員会および部会等について

第12回猪名川部会(平成14年7月11日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会	第1回	平成13年2月1日(木)	第6回	平成13年11月29日(木)	第10回	平成14年4月26日(金)
	第2回	平成13年4月12日(木)	第7回	平成14年2月1日(金)	第11回	平成14年5月15日(水)
	第3回	平成13年6月18日(月)	第8回	平成14年2月21日(木)	第12回	平成14年6月6日(木)
	第4回	平成13年7月24日(火)	第9回	平成14年3月30日(土) (意見聴取の会含む)		
	第5回	平成13年9月21日(金)				
琵琶 湖 部 会	第1回	平成13年5月11日(金)	第7回	平成13年11月20日(火) (現地視察)	第12回	平成14年4月7日(日)
	第2回	平成13年6月8日(金) (現地視察)	第8回	平成13年12月21日(金) 「意見聴取の試行のための会」	第13回	平成14年5月12日(日)
	第3回	平成13年6月25日(月) (現地視察)	第9回	平成14年1月24日(木)	第14回	平成14年6月4日(火) (現地視察)
	第4回	平成13年8月22日(水)	第10回	平成14年2月19日(火) (意見聴取の会含む)	第15回	平成14年6月17日(月)
	第5回	平成13年10月12日(金)	第11回	平成14年3月13日(水)	第16回	平成14年7月4日(木)
	第6回	平成13年11月1日(木)				
淀 川 部 会	第1回	平成13年5月9日(水)	第6回	平成13年8月19日(日) (現地視察)	第12回	平成14年2月5日(火)
	第2回	平成13年6月2日(土) (現地視察)	第7回	平成13年9月10日(月)	第13回	平成14年3月14日(木)
	第3回	平成13年7月6日(金)	第8回	平成13年10月31日(水)	第14回	平成14年4月5日(金)
	第4回	平成13年8月9日(木) (現地視察)	第9回	平成13年11月26日(月)	第15回	平成14年5月27日(月)
	第5回	平成13年8月11日(土) (現地視察)	第10回	平成13年12月17日(月)	第16回	平成14年6月24日(月)
猪 名 川 部 会	第1回	平成13年5月23日(水)	第5回	平成13年10月9日(火)	第9回	平成14年2月15日(金)
	第2回	平成13年6月7日(木) (現地視察)	第6回	平成13年12月18日(火)	第10回	平成14年3月4日(月)
	第3回	平成13年6月21日(木) (現地視察)	第7回	平成14年1月18日(金)	第11回	平成14年6月11日(火)
	第4回	平成13年8月7日(火)	第8回	平成14年1月27日(日) (意見聴取の会含む)		
そ の 他	設立会	平成13年2月1日(木)	第1回 合同勉強会	平成14年4月11日(木)		
	発足会	平成13年2月1日(木)	シンポジウム	平成14年6月23日(日)		
	第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)				

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。

会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。

会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。

必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース No.12

2002年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。